

伊丹市雨水貯留施設設置助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、予算の範囲内において雨水貯留施設設置助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより、伊丹市内の住宅に雨水貯留施設の設置を促進し、雨水の流出抑制及び有効利用を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 雨水貯留施設 住宅の屋根からの雨水を集水して貯留する施設（付属品を含む。）をいう。
- (2) 対象住宅 市内に住居として使用している住宅（集合住宅、店舗等の兼用住宅及び建築予定のものも含む。）をいう。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付対象となる者は、対象住宅に雨水貯留施設を設置する者とする。ただし、次に掲げる者は除く。

- (1) 国，地方公共団体，その他これらに準ずる団体
- (2) 移転補償等機能回復により雨水貯留施設を設置する者
- (3) 販売目的で所有する対象住宅に雨水貯留施設を設置する者
- (4) 当該雨水貯留施設に対して、この要綱以外の補助や交付金を受ける者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、伊丹市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が助成金の交付を不相当と認めた者

2 助成金の交付は、同一住宅について、原則として1回限りとする。

(助成対象施設)

第4条 助成金の交付対象となる雨水貯留施設は、80リットル以上の容量を有したもので、1家屋につき1基とする。ただし、次に掲げるものは除く。

- (1) 既に助成金を受けたことがある雨水貯留施設を作り替えよう

とするもの

- (2) 浄化槽転用型など雨水貯留施設を改造等により設置するもの
- (3) 前各号に掲げるもののほか、管理者が助成金の交付を不相当と認めたもの

(助成金額)

第5条 助成金の額は、雨水貯留施設の購入費及び工事費の総額の2分の1以内とし、30,000円を限度とする。ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、雨水貯留施設を購入する前に、伊丹市雨水貯留施設設置助成金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類等を添えて管理者に提出しなければならない。

- (1) 誓約書（様式第2号）
- (2) 雨水貯留施設の構造図（パンフレット可）
- (3) 排水平面図（連棟の方のみ）
- (4) 雨水貯留施設の設置場所や縦樋の位置がわかる図面（連棟の方のみ）

(助成金の交付決定)

第7条 管理者は、助成金の交付申請があつたときは、当該申請にかかる書類等を審査及び助成の適否を決定し、伊丹市雨水貯留施設設置助成金交付決定通知書（様式第3号）又は伊丹市雨水貯留施設設置助成金不交付決定通知書（様式第4号）により、その旨を申請者に通知するものとする。

2 管理者は、前項の助成金の交付及び交付額を定める場合において、助成金の交付の目的を達成するため条件を付する必要があると認めたときは、条件を付することができる。

3 第1項の規定により助成金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、決定の通知後、速やか設置に取りかかる

ものとする。

(申請内容の変更等)

第8条 交付決定者が、第6条の申請内容を変更しようとするときは、伊丹市雨水貯留施設設置変更申請書(様式第5号)を管理者に提出し、予め承認を受けなければならない。

(完了報告)

第9条 交付決定者は、設置工事が完了したとき、当該年度の2月末日までに、伊丹市雨水貯留施設設置完了報告書(様式第6号)に、次に掲げる書類等を添えて管理者に提出しなければならない。

(1) 領収書(原本)

(2) その他管理者が必要と認める書類

2 交付決定者は、設置工事が前項に規定する期日内に完了しない場合又はその実施が困難となった場合は、速やかに管理者に報告し、その指示を受けなければならない。

(助成金の確定)

第10条 管理者は、前条の完了報告書を受理したときは、その内容の審査及び完了検査を行い、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、助成金の額を確定し、伊丹市雨水貯留施設設置助成金交付確定金額通知書(様式第7号)により交付決定者に対し通知するものとする。

(助成金の請求及び交付)

第11条 交付決定者は、前条の通知書を受けたときは、速やかに伊丹市雨水貯留施設設置助成金交付請求書(様式第8号)を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の請求書が提出されたときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(助成金の交付決定の取消し)

第12条 管理者は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、助成金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 偽り，その他不正な手段により助成金の交付決定を受けようとしたとき。

(2) 助成金交付決定に付された条件に違反したとき。

(3) その他この要綱の規定に違反したとき。

(助成金の返還)

第13条 管理者は，前条の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において，既に助成金が交付されているときは，期限を定めてその返還を命ずることができる。

(管理義務等)

第14条 交付決定者は，当該雨水貯留施設の定期的な清掃及び点検をするなど適正に維持管理し，交付を受けた日から7年以上存続させなければならない。

2 交付決定者は，第1条の目的に反して使用，譲渡，交換，貸し付け，又は担保に付してはならない。

3 前項の規定にかかわらず，交付決定者が，やむなく当該雨水貯留施設を第三者に譲渡等しなければならないときは，その旨を管理者に届け出なければならない。また，故障等により7年間の存続ができなくなった場合も同様とする。

4 交付決定者は，当該雨水貯留施設の設置場所を変更してはならない。

5 故障や修理が必要な場合は，交付決定者の責任及び負担で行わなければならない。

6 施設の異常等により，第三者に損害等を負わせた場合は，交付決定者の責任及び負担で問題を解決しなければならない。

(現地調査)

第15条 管理者は，助成事業を適正に執行するため，必要に応じて工事の施工状況及び竣工後の維持管理を現地において調査することができる。

(細則)

第16条 この要綱に定めるもののほか，助成金の交付に関し必要

な事項は，管理者が別に定めるものとする。

付則

この要綱は，平成26年7月1日から施行する。

付則

この要綱は，平成29年5月1日から施行する。

付則

この要綱は，令和4年12月1日から施行する。